○国税庁告示第十四号

「地理的表示に関する表示基準」（平成六年十二月国税庁告示第四号）第二項に規定する国税庁長官が指定するぶどう酒、蒸留酒又は清酒の産地を定める件（平成七年六月国税庁告示第六号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月十六日

国税庁長官　稲垣　光隆

表中

「単式蒸留しょうちゅう（酒税法第三条第十号に規定する単式蒸留しょうちゅうをいう。以下同じ。）	壱岐	長崎県壱岐市

を

果実酒（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三条第十三号に規定する果実酒のうち、ぶどうを原料とした酒類をいう。） 単式蒸留しょうちゅう（酒税法第三条第十号に規定する単式蒸留しょうちゅうをいう。以下同じ。）	山梨 壱岐	山梨県 長崎県壱岐市

に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年七月十六日から施行する。

○農林水産省告示第二千二百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　茨城県久慈郡大子町大字冥賀字馬道沢九三三の三、九三五、九三六、九三八・九四一合併、九三八の一、九四〇、九四〇の一、九四三の一、九四四、九四六の一、九四八の一、字鳥井戸九三三のい、九二四、字菅ノ入九六一の一、九六二のろ、九六三の一、九六五の一から九六五の三まで、九六六の一、九七一の一、九七二の一、九七三の一、九七四、九七四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　茨城県桜川市平沢字枯木沢一〇三二の二、字中野沢一〇三三の二、字水ケ入一〇三五の一、一〇三五の三、一〇三六、字七曲り一〇三七の一、字冨士峯一〇三八の一、一〇三八の二、一〇三九の一、一〇四三の一、一〇四五の一、字西耕地一〇四六の二、字高野一〇九四、一三一六、一三一八、字小山沢一三一七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字水ケ入一〇三五の一、一〇三五の三、一〇三六、字七曲り一〇三七の一、字冨士峯一〇三八の一、一〇三九の一、一〇九四、一三一六、一三一八、字小山沢一三一七

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び桜川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　茨城県久慈郡大子町大字上岡字谷津ノ沢二四一二、二四一三・二四一四合併

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡下市町大字才谷五七二の一、八三一から八三九まで

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県庁及び下市町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県伊那市手良野口二一二三、二一二四、二一二六の一、二一二六の二、二一二八から二一三〇まで、二一三一のイ、二一三一のロ、二一三二から二一三五まで、二一四〇から二一四八まで、茅野市宮川字下ノ手四一八一の三九・四一八一の四一・四一八一の四三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）